

トラック運送業者のための 労働実務 Q & A

本書の主な内容

第1章 労働時間編

- Q1 積荷が到着するまで待機する時間は、労働時間に含まれますか。
- Q2 配送所勤務の従業員についても、一般的な時間外労働の限度基準を適用しなくてよいのでしょうか。
- Q3 運転業務は一般的な時間外の限度基準の適用がないので、時間外・休日労働（36）協定は不要でしょうか。
- Q4 労働時間管理の規制対象となる「拘束時間」とは、具体的に何を指すのでしょうか。
- Q5 協定で拘束時間を延長することができると思いますが、その限度はどうなっているのでしょうか。
- Q6 業務の都合で1日の拘束時間を延ばす場合、その限度はどのように定められているのでしょうか。
- Q7 運転時間の上限は、どのように定められていますか。
- Q8 休憩時間は法定の1時間を与えれば、十分なのでしょうか。逆に、上限等は存在するのでしょうか。
- Q9 休息期間とは、具体的にどのような時間を指すのでしょうか。
- Q10 フェリーに乗船中の時間は、労働時間管理のうえでどのように扱えばいいのでしょうか。
- Q11 トラック運送業務に従事する場合、事業場外みなし労働時間制を適用できないのでしょうか。
- Q12 休日は、暦日で与える必要があるのでしょうか。
- Q13 自分勝手に年休を取った場合、賃金のマイナス査定は可能でしょうか。
- Q14 年休申請について、2日前までに申請するよう義務化できないのでしょうか。

第2章 賃金編

- Q15 出来高給制を採る場合、固定額の最低保障給の規定を設ける必要がありますか。
- Q16 出来高給制で払う場合、固定賃金についてのみ、割増賃金を計算すればよいのでしょうか。
- Q17 出来高給制を採る場合、年休の賃金はどのように計算しますか。
- Q18 年休の賃金を「通常の賃金」で支払う場合、どのように計算しますか。
- Q19 賃金制度を変更し、出来高給のウエートを高めましたが、給与が下がった人に補填する必要がありますか。

第3章 安全・労災補償編

- Q20 運転が元で腰痛が発生したら、補償の対象になりますか。
- Q21 腰痛を防止するには、どうしたらよいのでしょうか。
- Q22 腰痛を起こした運転者に、業務転換を命令できますか。
- Q23 腰痛が悪化し、運転業務を続けられない場合、解雇も可能でしょうか。
- Q24 腰痛で長期間休んでいると、傷病手当金が止まってしまうのでしょうか。
- Q25 法定の健康診断を受けていない運転者が、過労により死亡したら、労災補償はどうなりますか。
- Q26 健康診断を怠っていて、過労死が発生したら、安全配慮義務違反に問われますか。
- Q27 過重労働が原因で自殺した場合、労災補償の対象になりますか。
- Q28 妻が夫の自殺未遂は過重労働が原因と主張、会社は労災申請の証明義務を負うのでしょうか。

第4章 交通災害編

- Q29 自賠責保険と労災保険はどのように調整されるのでしょうか。
- Q30 相手が自賠責保険を使って支払うというとき、労災の申請は必要でしょうか。
- Q31 元々腰痛を患っていたら、賠償額に影響がありますか。
- Q32 運転手が起こした事故について、会社はどのような責任を負うのでしょうか。
- Q33 荷受先の従業員の指示で作業中にケガをしたら、どちらの会社の労災保険を使うのですか。
- Q34 荷卸作業中に事故に遭ったら、自賠責保険から支払いを受けられないのでしょうか。

参考資料

協力

社団法人全日本トラック協会

税込価格、1,260 円を
 小林事務所の特別価格では
 1 割引 1,130 円 & 送料サービス
 判. B5 労働新聞社 編
 2色刷 123P



ご注文の際は当お申込書にご記入のうえ、下記宛先まで FAX にてお申込みください。書籍に請求書、振替用紙を同封してお届けします。

書籍名：トラック運送業者のための労働実務 Q & A

冊数：

お送り先御住所：〒

貴社名：

ご担当者様名：

お電話番号：

ご注文 FAX 番号：03-3956-7173

(小林事務所)

労働新聞社 東京東支社

担当古井

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9 TEL:03-3956-7171 FAX:03-3956-7173